平成２４年（フ）第７１１号
横浜市港北区樽町４丁目９番36号　レオパレスドゥマンＢ館201
債務者　柴崎　弘史
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５５号
東京都立川市一番町４丁目52番地の６グリーンパレス立川402号
債務者　平川　優子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９５号
静岡市葵区安東２丁目４番26号　進藤アパート
債務者　稲見　　功
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２９８１号
札幌市中央区宮の森１条11丁目２番11号
破産者　有限会社山の手花壇
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８号
三重県桑名市大字東方1449番地16、前住所三重県桑名市長島町杉江571番地
破産者　山田　正秀
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
栃木県下都賀郡壬生町通町５番29号
破産者　嶋根工業有限会社
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９１号
山梨県甲斐市篠原2596番地
破産者　甲信ネオ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
福島県二本松市上竹１丁目27番地の１
破産者　株式会社山地組
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第１６０号
福島県いわき市江名字北町50番地、登記簿上の主たる事務所福島県いわき市江名字南町114番地
破産者　福島県鰹鮪漁業協同組合
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５６５号
東京都八王子市東浅川町234番地１
破産者　山口　　剛
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４５号
東京都八王子市別所１丁目48番地１　２―104
破産者　森岡　真一
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６５９号
東京都町田市中町３丁目22番17―406号
破産者　矢嶋　治夫
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７５号
愛媛県松山市北土居５丁目３―42、商業登記簿上の住所愛媛県松山市北井門町97番地の８
破産者　株式会社和田建設
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
沖縄県うるま市与那城平安座371番地
破産者　中野　和美
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５７６号
熊本市南区野田１丁目６番27―601号
破産者　黒田　和義
1　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午前11時
平成24年４月23日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８１３４号
大阪府東大阪市御幸町17―18　大島得央方、住民票上の住所大阪市東成区深江南２丁目16番15号
破産者　大島　長一
1　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
2　一般調査期日　平成24年６月25日午後３時30分
平成24年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３５号
大阪府東大阪市御幸町17―18、住民票上の住所大阪府東大阪市東石切町４丁目８番５号
破産者　大島　得央
1　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
2　一般調査期日　平成24年６月25日午後３時30分
平成24年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２０号
福岡市博多区板付５丁目４番１号
破産者　株式会社タカシヨウフーズプライニング
1　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後３時
平成24年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６０号
北海道美唄市東二条南５丁目２―16―105、前住所福岡県大野城市南ケ丘７丁目６番10号
破産者　神田　　茂
1　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
2　一般調査期日　平成24年６月15日午前10時10分
平成24年４月20日
福岡地方裁判所第４民事部